

随意契約の状況		担 当 課 ： 政策推進課		
		契 約 日 ： 令和 8年 4月 1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
令和8年度自治体標準システム利用料		令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	株式会社エスイーシー 代表取締役社長 柳原 清司 函館市末広町 22-1	62,133,720 (56,485,200) 〈予定価格〉 62,133,720 (税込)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
自治体標準システムは行政サービスの根幹をなす戸籍、税、国保などの住民情報を取り扱う重要なシステムであり、その稼動（利用）については不具合なく安定していること、各種法改正等に迅速に対応が可能であることが絶対条件であるが、昨年の本件契約者である当該事業者は、一年を通して大きな障害等がなく安定的なサービス提供を行ってきたほか、法改正等に伴う改修作業も確実に履行してきたところであり、本件業務を継続して契約することに特段の支障がない。 加えて、本業務を当該事業者以外のものと契約した場合には、住民情報データの引き継ぎ及び初期設定諸費用等に新たな費用負担が発生することが見込まれるほか、データ移行に伴う新規システムの開発期間などの移行期間が相当程度（数ヶ月～1年間）かかることが見込まれることなどから業務の継続性に相当な支障が生じるおそれがある。 よって、これらを総合的に勘案すると、当該事業者と契約することが他者と比べて圧倒的に有利であることから、競争入札に付する性質のものではないと判断したものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。				